

子育て支援・子ども家庭支援の専門性を高める学び：  
科目「子ども家庭支援論」「子ども家庭支援の心理学」  
「子育て支援」から考える

Learning to Enhance Expertise in Child Care Support and Child and Family support:  
Thinking from Subjects “Child and Family Support”, “Psychology of Support for  
Children and Families”, and “Child Care Support”.

日隈 美代子\*・中澤 幸子\*\*・柳生 明子\*\*\*  
HIGUMA Miyoko, NAKAZAWA Sachiko, & YAGYU Akiko

**Abstract**

Starting in the 2019 academic year, the curriculum for the childcare teacher training program was restructured and became a new program. The subjects "Child and Family Support", "Psychology of Support for Children and Families", and "Child Care Support" were established to deepen their expertise in child care and child and family support. Childcare providers are expected to be social work practitioners in their childcare practice. For this reason, it is necessary for the students in the training course to think specifically about how to utilize the expertise of childcare workers and why it is necessary for them to be responsible for childcare support and child and family support. The significance and relevance of these three subjects are discussed, and the direction to be taken is discussed.

**Key Word:** Childcare worker training course, child care support, child and family support, psychology of support for child and family, professional development of childcare workers, teachers, and supporters.

- I. はじめに
- II. 現代日本における子育て支援・子ども家庭支援の変遷
- III. 保育における子育て支援・子ども家庭支援の変遷
- IV. 子育て支援を保育者が担うということ
- V. 専門家養成の視点から考える子育て支援・子ども家庭支援の専門性
- VI. おわりに

---

\* 静岡産業大学経営学部 助教

\*\* 静岡産業大学経営学部 准教授、現所属：名古屋  
市立大学保健福祉学部 准教授

\*\*\* NPO法人越後妻有里山協働機構、現所属：福岡  
子ども短期大学子ども教育学科 講師

## I. はじめに

指定保育士養成施設における保育士養成課程のカリキュラムが再編され、2019年度入学生対象のものから新課程となった。旧カリキュラムが施行されたのが2011年度からであり、その8年間の中で、保育をめぐる社会状況が大きく変化した。また、2017年には保育所保育指針が改訂され、2019年度より新しい保育所保育指針の下での保育が始まっている。この保育をめぐる社会状況の変化と保育所保育指針の改定を受け、より実践力のある保育士の養成が急務であるとの背景から、保育士養成課程の見直しとなったのである。

厚生労働省保育士養成課程等検討会(2017)は、保育士養成課程を構成する教科目の見直しの方向性として、6つの観点を挙げている。そしてその中で、「子どもの育ちや家庭支援の充実」の観点については、保育の専門性を活かした子ども家庭支援に関する教科目の内容の再編と充実に向け、大きく見直すことが示された。それを受け、子育て家庭への支援に関して総合的な力を養うために、

- ・子ども家庭支援の基本となる事項  
(意義や役割、保育士としての基本姿勢、支援の体制・内容など)
- ・保育の専門性を活かした子育て支援の実践的な事項  
(保育士の行う支援の方法論、援助の過程、事例検討など)

という事項について体系的に習得できるよう、教科目「子育て支援」「子ども家庭支援論」「子ども家庭支援の心理学」(及び「子ども家庭福祉」<sup>1)</sup>)が設定された。保育士は子育て支援、子ども家庭支援についての専門性を深めることが社会的にも求められている。その

ために養成課程での学びは、より実践的でありかつ社会的ニーズを充足することを目指していかなければならない。そこで、これら教科目「子育て支援」「子ども家庭支援論」「子ども家庭支援の心理学」の目標と内容から学びの意義と教科目間の関連性を考察し、養成課程における専門性向上のために何ができるのか、目指す方向性を試論する。

## II. 現代日本における子育て支援・子ども家庭支援の変遷

「子育て支援」「子ども家庭支援」といった言葉について広く使われだしたのは、1990年代あたりからといわれている。1989年に、合計特殊出生率が1.57という過去最低記録を更新したという、いわゆる「1.57ショック」が起きた。政府は、これを大きな問題として認識し、少子化対策を政策の重要課題の一つとして位置付けたのである。

そこで、子育てしやすい社会環境づくりに向けて、具体的な計画を立てることとしたのが、1994年12月策定の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン<sup>2)</sup>)である。これは文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により策定され、10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた計画を打ち出している。それに合わせ、エンゼルプランを実施するために、1994年12月に「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業<sup>3)</sup>)が大蔵・厚生・自治の3大臣合意により策定された。これらにより、保育所の量的拡大や人的充実、乳児や多子家庭の保育料低減、低年齢児(0~2歳児)の保育、延長保育、一時的保育、保育サービスの充実整備等を進めて

1) 「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～(検討の整理)」(厚生労働省保育士養成課程等検討会, 2017)の中においては、教科目「子ども家庭福祉」も「(iv)子どもの育ちや家庭支援の充実」の観点からの見直しにより、教科目名が変更となっている。しかし本稿では、子育て支援と子ども家庭支援の専門性向上に向けて教科目の内容がどのように再編成されたのか取り上げて論考を行うため、

ほぼ教科目名称変更であった「子ども家庭福祉」については深くは取り扱わない。

2) 実際には、1995年度からの5か年計画(1995年度～1999年度)での取り組むべき基本的方向性と重点施策を定めている。

3) エンゼルプランと同様1995年度からの5か年計画(1995年度～1999年度)であり、1999年度を目標年次として、様々な整備等が図られることとなった。

いくことになった。これらに加え、核家族化の進行を受けて、地域での子育て支援ネットワークづくりの推進が示され、乳幼児健康支援デイサービス事業や、地域子育て支援センターの整備が進められることとなった。

そして1999年度には、エンゼルプラン計画の見直しがなされ、「少子化対策推進基本方針」にもとづく重点施策の具体的実施計画として、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン<sup>4)</sup>）が、大蔵・文部・労働・建設・自治の6大臣の合意により策定された。この新エンゼルプランでは、

- ・保育サービス等子育て支援サービスの充実
- ・仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
- ・働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
- ・母子保健医療体制の整備
- ・地域で子どもを育てる教育環境の整備
- ・子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現
- ・教育に伴う経済的負担の軽減
- ・住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援

の8つの重点的目標が示され、それに合わせて数値目標も設定された。

さらに、2003年には「次世代育成支援対策推進法<sup>5)</sup>」及び「少子化社会対策基本法<sup>6)</sup>」が制定された。これら法律の背景には、少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、夫婦の出生力の低下の把握と、急速な少子化の進行を踏まえ、従来の取組に加えてもう一段の対策を推進し、国民や社会の意識変革を迫る目的及び、子どもを安心して生み育てることができる環境の整備と国・地方自治体・

企業のそれぞれに行動計画を策定させることがあった。しかし、2003年の出生数は約112万であり、合計特殊出生率も1.29と低迷し、少子化に歯止めがかからない状況であった。

2004年6月には、内閣府が総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱<sup>7)</sup>」を策定し、それに合わせて2005年からは「子ども・子育て応援プラン」（新エンゼルプラン<sup>8)</sup>）が実施された。これは、これまでの新エンゼルプランによって、少子化に歯止めがかからなかったことを踏まえた内容になっている。そして「少子化社会対策大綱」で示された「結婚や子育てしやすい環境づくりのための対策」、「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組と地域・企業など社会全体の取組の両輪による対策」、「長期展望に立った子どもへの資源配分の拡充と継続的かつ総合的な対策の推進」を基本的な考え方として、大綱に盛り込まれた施策の推進を図るために実施された。具体的には、

- ・若者の自立とたくましい子どもの育ち
- ・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- ・生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- ・子育ての新たな支え合いと連帯

という4つの重点課題が示された。これは、「少子化社会対策基本法」の8つの重点課題<sup>9)</sup>とも重なるものである。「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げられた。

2007年には、地域子育て支援センター事業

4) エンゼルプランに続く具体的実施計画として、2000年度からの5か年計画(2000年度～2004年度)での取り組むべき重点的目標が示された。

5) 第1章総則は、2003年7月成立、同日施行。第2章以下は2005年4月施行。2014年度末までの時限立法であったが、2015年4月1日の法改正により、2025年3月31日まで期限が延長されている。

6) 2003年9月に施行。内閣府少子化対策特命担当大臣が主幹となり、政策統括官、共生社会政策担

当が省庁の調整に当たることとなった。

7) 2004年の閣議決定後、2010年と2015年に再度閣議決定されている。

8) 新エンゼルプランに続く具体的実施計画として、2005年度からの5か年計画(2005年度～2009年度)が示されている。

9) 残りの4つの重点課題は、「子供の健康の支援」、「妊娠・出産の支援」、「子育てのための安心、安全な環境」、「経済的負担の軽減」である。

が、「地域子育て支援拠点事業」へと再編され、2008年には、この「地域子育て支援拠点事業」が児童福祉法の改正を受け社会福祉法第2条第3項の第二種社会福祉事業として位置づけられた。

2010年1月には「子ども・子育てビジョン<sup>10)</sup>」が閣議決定された。この「子ども・子育てビジョン」は、少子化社会対策基本法第7条に基づくものであり、2005年の「少子化社会対策大綱」に代わる2010年からの新たな少子化社会対策大綱として再度閣議決定されたものである。この「子ども・子育てビジョン」は、これまでの子育て支援事業から大きく変化することとなった。これまでの各種対策と大きく変わる点は、家族や親が子育てを担うことを軸とした施策から、社会全体で子育てを支えることを軸とした施策へと基本理念が転換されたことである。言い換えると、少子化対策から「子ども・子育て支援」が主軸となり、子育て支援を社会全体で行うこととなったのである。この「子ども・子育てビジョン」では、

- ・子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ
- ・妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ
- ・多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ
- ・男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

を政策の4本柱として定めている。そして、子ども・子育て支援施策を行っていく際の基本姿勢として、

- ・生命（いのち）と育ちを大切に
- ・困っている声に応える
- ・生活（くらし）を支える

の3つが示されるとともに、12の主要政策<sup>11)</sup>を打ち出している。

2015年には「子ども・子育て支援新制度」が施行された。これは、2012年に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる子ども子育て関連3法に基づき、国や地方自治体、社会をあげて、子ども・子育て家庭を支援する環境を整備することを目指したものである。また、2016年には、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。これは一人ひとり誰もがもっと活躍できる「一億総活躍」社会を目指すため「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を実現するための経済政策である「3本の矢」によって経済成長を目指すものとして示された。その第2の矢である子育て支援については、支援を行うことにより、出生率を1.8程度まで回復させ、さらには人口が安定する出生率2.08を目指すというものである。

以上のように、子育て支援・子育て家庭支援という言葉の下、様々な制度や計画がなされてきたが、その内容は少子化対策を中心として進められてきたのである。そこには現代日本における深刻な少子化の現状が大きく影響しているのである（図1）。そして、2005年あたりから少子化対策には、社会における子育て支援が不可欠であるという視点を取り入れられ、子どもを育てやすい社会にするための施策へと転換されていった。しかし、2016年の「ニッポン一億総活躍プラン」では、経済政策のために出生率を回復させ、出生率回復のために経済活動を活性化させるという、社会福祉的視点ではなく、経済効率中心の施

<sup>10)</sup> 2010年度からの5か年計画(2010年度～2014年度)とその5か年を目途とした数値目標が掲げられている。

<sup>11)</sup> 12の主要政策とは「子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を」、「意欲を持って就業と自立に向かえるように」、「社会生活に必要なことを学ぶ機会を」、「安心して妊娠・出産できるように」、「誰もが希望する幼児教育と保育サービ

スを受けられるように」、「子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように」、「ひとり親家庭の子どもが困らないように」、「特に支援が必要な子どもが健やかに育つように」、「子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように」、「子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように」、「働き方の見直しを」、「仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を」である。

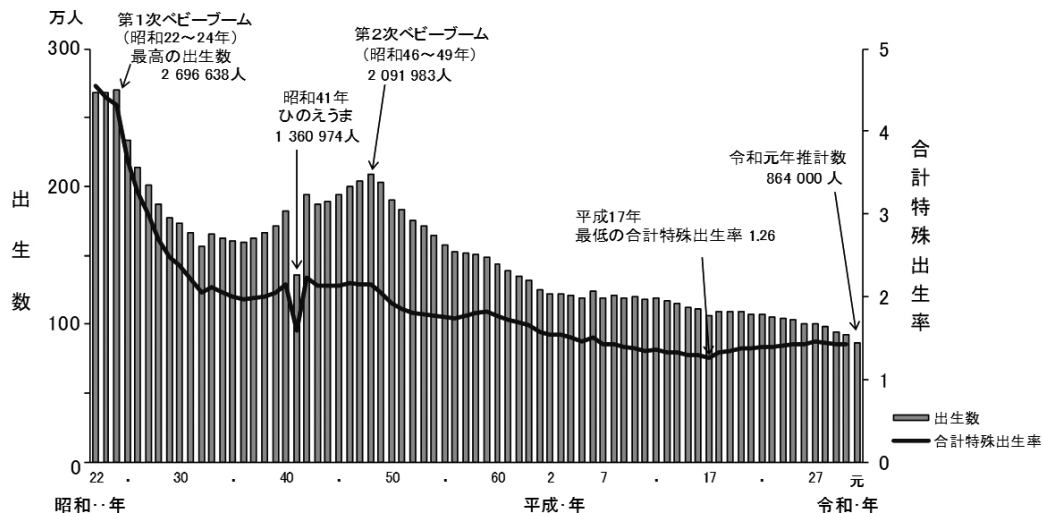


図1 出生数及び合計特殊出生数の年次推移

(出典：厚生労働省 令和元年人口動態調査の年間推計)

策へと舵を切りなおしたのである。

### Ⅲ. 保育における子育て支援・子ども家庭支援の変遷

保育所における子育て支援・子ども家庭支援は、「保育所保育指針」に則って行われる。現行の保育所保育指針は、2017年に告示されたものである。

1947年に「児童福祉法」が施行され、児童福祉施設が定義づけられた。それを受けて、1948年には、「児童福祉施設最低基準」も施行された。そして、保育所保育指針及びそれに類するものは、1948年に文部省が刊行した「保育要領」が初期のものとして挙げられる(余公, 2011)。この「保育要領」は、副題に「幼児教育の手引き」としており、幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引書として刊行された。幼児期の発達の特徴や、生活指導、生活環境等について解説しており、保育内容について、「楽しい幼児の経験」として、12項目に分けて示されている<sup>12)</sup>。また、幼稚

園・保育所と家庭の連携の在り方について解説がなされている。清水(2017)は、この時期について、「戦後我が国の幼児教育、保育制度、保育内容の基礎が形成された時期」であることを指摘している。

1949年には厚生省が「保育所運営要綱」を、1950年には「保育所運営要領」を策定、発刊している。そして1952年には厚生省児童局が「保育指針」を刊行しているが、これは18歳までの児童を対象としたものとなっており、保育所保育だけでなく家庭、養護施設における保育について述べられたものになっていた(余公, 2011)。

1965年には、保育所保育指針が初めて策定された。これは法的拘束力を持つ「幼稚園教育要領」とは違い、法的拘束力を伴わないものであり、保育所保育の内容に踏み込んだ基準として、厚生省児童家庭局が通知として発刊した。ここで保育所保育の理念が示され、保育所は児童福祉施設であり、養護と教育が一体となって子どもを育成することが明記さ

<sup>12)</sup> 「見学」、「リズム」、「休息」、「自由遊び」、「音楽」、「お話」、「絵画」、「制作」、「自然観察」、「ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」、「健康保育」、「年中行事」の12分類である(清水, 2017)。

れた。この保育所保育指針は策定されたのち、25年にわたって保育所保育の基準として使用された。

こののち、第1回目の改定が1990年に行われた。この改定でも、通知として発刊された。そのため、乳児保育や延長保育、夜間保育、障害児保育といった社会的ニーズや社会的な意識構造の変化に合わせた内容も含めた改定がなされている。1965年の保育所保育指針は具体的な行動の内容が示されていたが、1990年改定版では内容が抽象的になった。天野 (2019) は、この点について、抽象的であるからこそ、子どもの実態にあった保育を創造することが可能になったと述べている。

ここでさらに注目すべきは、1990年の児童福祉法の改正である。この改正により、保育士の業務規程が設けられ、保育士は子どもを保育することだけでなく、保護者を支援、指導することが明記されたのである。さらに1994年に批准した「児童の権利に関する条約」により、子どもの人権尊重の意識が高まることとなった。そして、1998年の児童福祉法施行規則の改正により「保育士」の名称を使用することとなった。

これら児童福祉法の改正、児童の権利に関する条約の批准、児童福祉法施行規則の改正を受けて、保育所保育指針が大きく変化をしたのは1999年の改定からである。この改定では、子どもの人権尊重について明示されるとともに、保育士は保育の専門性を持った者であることが明記された。そして、2001年の児童福祉法改正により、保育士資格が名称独占の国家資格として規定された<sup>13)</sup>。

2008年の改定から、保育所保育指針は厚生労働大臣の告示として定められ、指針としての位置づけがさらに明確となった。そして、第1章総則の中で、保育所の役割と社会的責任についても明記され、子育て支援拠点としての機能を有することがはっきりと示されたのである。さらに、第6章が「保護者に対する支援」として記述されており、「保育所にお

ける保護者への支援は、保育士の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである」と明記された。

2017年には新たな保育所保育指針が告示され、2018年度から現行の保育所保育指針として適用されている。この改定された現行の保育所保育指針では、

- ・幼児教育の場であるという積極的な位置付け
- ・子どもの発達年齢に応じた保育のねらいと内容の明確化

という2点がはっきりと示された。そして、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿が具体的に提示された。これは、生きる力の基礎を育むため、「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量・図形、文字等への関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」という10の資質・能力を一体的に育む方向性を示したものであり、小学校教育との接続と、小学校以降の生活や学習につながるよう配慮するものとされている。これらに合わせて、保育者に求められる専門性については、量と質の両面において向上していくことが求められた。そして何よりも注目すべきは、第4章が「子育て支援」として、2008年改訂版の第6章の内容からさらに踏み込んだ子育て支援に関する内容が明記されたことである。それとともに、2017年度からは、都道府県における保育士等を対象としたキャリアアップ研修が開始された。0～2歳児における保育所等の利用児童数増加に加え、さらに社会的ニーズを受けて、2019年10月からは、幼児教育の無償化が開始された。

このように、保育所保育における子育て支援は、子どもと保育者との二者関係だけでなく、保護者も含めた三者関係に目を向けることから発展していった。そして社会のニーズに合わせた政策とともに変化し、柔軟な対応ができるよう改善され、社会全体で子育てを

<sup>13)</sup> それまでは、児童福祉法施行令第13条による、児童福祉施設で働く者の任用資格であった。

見守り、支えていくための仕組みを整えてきたのである。

#### IV. 子育て支援を保育者が担うということ

児童福祉法第18条の4において、保育士は「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを生業とする」と定義づけられている。それを受けて、2018年告示の現行の保育所保育指針の第4章が「子育て支援」として明示されている。そこでは保育士が行う子育て支援について、「すべての子どもの健やかな育ちを実現できるよう」、「子どもの育ちを家庭と連携して支援していく」ことが示され、「保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資する」ことについて述べられている。これは、保育士の専門性に裏付けられた子育て支援を行うことを、社会的にも求められているといえる。言い換えれば、保育士は、保育の専門家としてのみならず、ソーシャルワーカーとしての側面も併せ持つことが求められているといえる。

保育士の専門性とは一体何であろうか。保育士の主たる業務は、保育と子育て支援である。その業務を遂行するために、保育士は専門性を発揮することが求められる。この保育士の専門性について、柏女（2019）は、保育士は「就学前児童の保育（いわゆるケアワーク）」、「18歳未満の児童の保育（いわゆるエデュケア）」、「児童の保護者に対する保育に関する指導（保育指導業務、技術体系としては「保育相談援助」の専門性）の3つの業務を行う専門職であると述べている。また保育所保

育指針解説には、以下の6つの専門性が示されている（亀崎，2019；木村，2019）。

- (1) 発達援助の知識・技術
- (2) 生活援助の知識・技術
- (3) 環境構成の知識・技術
- (4) 遊びを豊かに展開する知識・技術
- (5) 関係構築の知識・技術
- (6) 保護者に対する相談・助言の知識・技術

この6番目の専門性のみが、保護者に対する専門性であり、他の5つの専門性については、子どもに対しての日常的な保育内容に関わるものになっている。しかし、この6つの専門性は決して独立しているわけではなく、有機的に影響し合い、活用しながら保育士としての業務を達成していくのである。

それではなぜ、保育でソーシャルワークが求められるのだろうか。保育は必ずしも子どものみを対象として行われているわけではなく、保護者のニーズがあることが、前提となり行われるものである。子育て・養育の第一義的責任は保護者にある。これは民法820条<sup>14)</sup>及び児童の権利に関する条約第18条<sup>15)</sup>によるものである。しかし子育て・養育は家庭のみで行えるものではなく、社会において支えていく必要がある。保護者のニーズは、保護者個人に起因するのではなく、家庭、地域、社会からのニーズも包含しているからである。社会の変化により、親世代も兄弟や家族が少なく、育児に関わる経験や知識が豊富な者は少数派になっている。さらに、共働きであったり、育児を手伝ってくれる家族や知り合いも身近にいない家庭も多い。例えば、核家族化や、育児のワンオペ問題、ひとり親

14) (監護及び教育の権利義務)

第八百二十条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

15) 第18条

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

家庭の増加といったことは、社会構造の変化に伴って浮上してきた問題である。そのような現状を踏まえると、家庭だけで子育てを担うには限界があり、かつ負担が大きい。だからこそ社会は子育て・養育をさせていく責任を持っていると考えることができる。産業化が進むことにより、家族の機能は徐々に外部化され、家族の機能が縮小する（五十嵐，2008）といわれている。

そして何より、保育士は福祉職かつ国家資格であり、ソーシャルワークについての十分な理解と展開できる力量を持つことが必要とされている。ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（Global Definition of the Social Work Profession）は、2014年の国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW：International Federation of Social Workers）と国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW：International Association of Schools of Social Work）の総会において採択され、以下のように定義付けされている。

*Social work is a practice-based profession and an academic discipline that promotes social change and development, social cohesion, and the empowerment and liberation of people. Principles of social justice, human rights, collective responsibility and respect for diversities are central to social work. Underpinned by theories of social work, social sciences, humanities and indigenous knowledge, social work engages people and structures to address life challenges and enhance wellbeing.*

*The above definition may be amplified at national and/or regional levels.*

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと開放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソ-

シャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

個人や地域社会に対して、社会資源を活用して、課題の解決を図ることを目的にした専門的な援助技術がソーシャルワークであり、保育士は子どもとその子どもを取り巻く社会に対して、ソーシャルワークを行っていく必要があるのである。だからこそ、子どものみではなく、保護者や家庭、社会にも強くかかわっていくことが保育士に求められているのである。子どもの成長・発達のために、子どもを取り巻く環境からの相互作用を常に視野に入れ、なおかつ、家庭における保育を支えることが重要であるという視点を忘れないようにしなければならない。この社会による子育て・養育は、社会が保護者の代替として機能すればよいというわけではない。保護者・家庭が子育てや養育の機能を果たせるよう、社会全体で支援していくことが求められている。

にもかかわらず、実際には保育士はあくまでも保育のスペシャリストであり、保育所はあくまでも子どもたちの生活の場であるという視点からは抜け出せておらず、子育て支援に対する専門性は担保されていないのが実情である。さらにいえば、保育士は18歳までの児童の保育に関する専門家であり、保育所保育だけでなく、児童福祉施設における専門家としての職務も担わなければならないはずであるのに、その視点をもっている保育士は多くなく、保育士に対してそのようなイメージを持っている一般人はさらに少ない。地域の子育て家庭に対して相談援助を行ったり、他機関との連携を計ったりしているのは、経験豊富な保育士や、園長といったベテラン保育士が主担当となる園も多い。このように実際には、保育士個人の資質や経験値によって、子育て支援が成り立っている部分の大きいと考えられる。



## V. 専門家養成の視点から考える子育て支援・子ども家庭支援の専門性

これまで政策として行われてきた子育て支援・子ども家庭支援は少子化対策がメインであった。一方で、保育士が担う子育て支援・子ども家庭支援は、政策の枠組みの中で行われていても、本質は少子化対策ではなく、あくまでも子どもを取り巻く人や社会に対してのソーシャルワークである。保育士の専門性としては、子どもに対するケアを行うケアワーカーとしての側面のみ目が向きがちであるが、ソーシャルワーカーとしての専門性も併せ持たなければならないのである。そのため、保育士養成の時点から、ソーシャルワーカーとしての専門性をはぐくむまなければならないといえる。そのことも踏まえ、子育て支援・子ども家庭支援3教科目がどのように見直され、設定されることになったのかを考える。

厚生労働省が2019年に通知した「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」

表2 「子ども家庭支援の心理学」の目標と内容

【保育の対象の理解に関する科目】
<教科目名> 子ども家庭支援の心理学（講義・2単位）
<目標> 1. 生涯発達に関する心理学の基礎的な知識を習得し、初期経験の重要性、発達課題等について理解する。 2. 家族・家庭の意義と機能を理解するとともに、親子関係や家族関係等について発達の観点から理解し、子どもとその家庭を包括的に捉える視点を習得する。 3. 子育て家庭をめぐる現代の社会的状況と課題について理解する。 4. 子どもの精神保健とその課題について理解する。
<内容> 1. 生涯発達 (1) 乳幼児期から学童前期期にかけての発達 (2) 学童期後期から青年期にかけての発達 (3) 成人期・老年期における発達 2. 家族・家庭の理解 (1) 家族・家庭の意義と機能 (2) 親子関係・家族関係の理解 (3) 子育ての経験と親としての育ち 3. 子育て家庭に関する現状と課題 (1) 子育てを取り巻く社会的状況 (2) ライフコースと仕事・子育て (3) 多様な家庭とその理解 (4) 特別な配慮を要する家庭 4. 子どもの精神保健とその課題 (1) 子どもの生活・生育環境とその影響 (2) 子どもの心の健康に関わる問題

表1 「子ども家庭支援論」の目標と内容

【保育の本質・目的に関する科目】
<教科目名> 子ども家庭支援論（講義・2単位）
<目標> 1. 子育て家庭に対する支援の意義・目的を理解する。 2. 保育の専門性を活かした子ども家庭支援の意義と基本について理解する。 3. 子育て家庭に対する支援の体制について理解する。 4. 子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と子ども家庭支援の現状、課題について理解する。
<内容> 1. 子ども家庭支援の意義と役割 (1) 子ども家庭支援の意義と必要性 (2) 子ども家庭支援の目的と機能 2. 保育士による子ども家庭支援の意義と基本 (1) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義 (2) 子どもの育ちの喜びの共有 (3) 保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資する支援 (4) 保育士に求められる基本的態度（受容的関わり・自己決定の尊重・秘密保持等） (5) 家庭の状況に応じた支援 (6) 地域の資源の活用と自治体・関係機関等との連携・協力 3. 子育て家庭に対する支援の体制 (1) 子育て家庭の福祉を図るための社会資源 (2) 子育て支援施策・次世代育成支援施策の推進 4. 多様な支援の展開と関係機関との連携 (1) 子ども家庭支援の内容と対象 (2) 保育所等を利用する子どもの家庭への支援 (3) 地域の子育て家庭への支援 (4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援 (5) 子ども家庭支援に関する現状と課題

表3 「子育て支援」の目標と内容

【保育の内容・方法に関する科目】
<教科目名> 子育て支援（演習・1単位）
<目標> 1. 保育士の行う保育の専門性を背景とした保護者に対する相談、助言、情報提供、行動見本の提示等の支援（保育相談支援）について、その特性と展開を具体的に理解する。 2. 保育士の行う子育て支援について、様々な場や対象に即した支援の内容と方法及び技術を、実践事例等を通して具体的に理解する。
<内容> 1. 保育士の行う子育て支援の特性 (1) 子どもの保育とともに行う保護者の支援 (2) 日常的・継続的な関わりを通じた保護者との相互理解と信頼関係の形成 (3) 保護者や家庭の抱える支援のニーズへの気づきと多面的な理解 (4) 子ども・保護者が多様な他者と関わる機会や場の提供 2. 保育士の行う子育て支援の展開 (1) 子ども及び保護者の状況・状態の把握 (2) 支援の計画と環境の構成 (3) 支援の実践・記録・評価・カンファレンス (4) 職員間の連携・協働 (5) 社会資源の活用と自治体・関係機関や専門職との連携・協働 3. 保育士の行う子育て支援とその実際（内容・方法・技術） (1) 保育所等における支援 (2) 地域の子育て家庭に対する支援 (3) 障害のある子ども及びその家庭に対する支援 (4) 特別な配慮を要する子ども及びその家庭に対する支援 (5) 子ども虐待の予防と対応 (6) 要保護児童等の家庭に対する支援 (7) 多様な支援ニーズを抱える子育て家庭の理解

では、教科目「子ども家庭支援論」「子ども家庭支援の心理学」「子育て支援」について、表1、表2、表3のように示している。

「子ども家庭支援論」は、前カリキュラムにおける「保育相談支援」と「相談援助」の内容を組み替えて設定された。子ども家庭支援に対する支援の意義と目的を具体的に学ぶとともに、子ども家庭支援に関する現状と課題を理解できるよう目標が定められている。

「子ども家庭支援の心理学」は、前カリキュラムにおける「保育の心理学Ⅰ」、「家庭支援論」、「子どもの保健Ⅰ」の内容を組み替えて設定された。生涯発達に関する心理学の基礎を理解するとともに、子育て家庭をめぐる現代の社会的状況と課題について理解できるよう目標が定められている。

「子育て支援」は、演習科目として、前カリキュラムにおける「保育相談支援」と「相談援助」の内容を組み替えて設定された。保育の専門性を背景とした保護者に対する相談、助言、情報提供、行動見本の提示等の支援について、その特性と展開を具体的に理解するとともに、支援の内容と方法及び技術を、実践事例を通して具体的に学べるよう目標が定められた。

この3科目について、教科目とその教授内容を見ただけでは関係性がつかみにくい。そこで、目標及び内容から検討した関係性を図2に図解する。

この「子ども家庭支援の心理学」受講の前には、「保育の心理学」の受講が必要である。「保育の心理学」で発達心理学の基礎的内容を習得した上で、「子ども家庭支援の心理学」によって、初期経験の重要性や発達課題等について理解し、実践的な知識を深めるようになっているからである。さらに家族・家庭の意義や機能と、親子関係や家族関係を理解し、子どもとその家庭を包括的に捉える視点を習得する。

一方で、「子ども家庭支援論」では、保育の専門性を活かした子ども家庭支援の意義と基本について理解するとともに、子育て家庭のニーズに応じた支援の展開と現状、課題について理解する。

そしてその2教科目で習得したことから発展させ、演習科目である「子育て支援」の学びにつなげる。「子育て支援」では、保育の専門性を背景とした保育相談支援について、その特性と展開を具体的に理解するとともに、保育士の行う子育て支援について、支

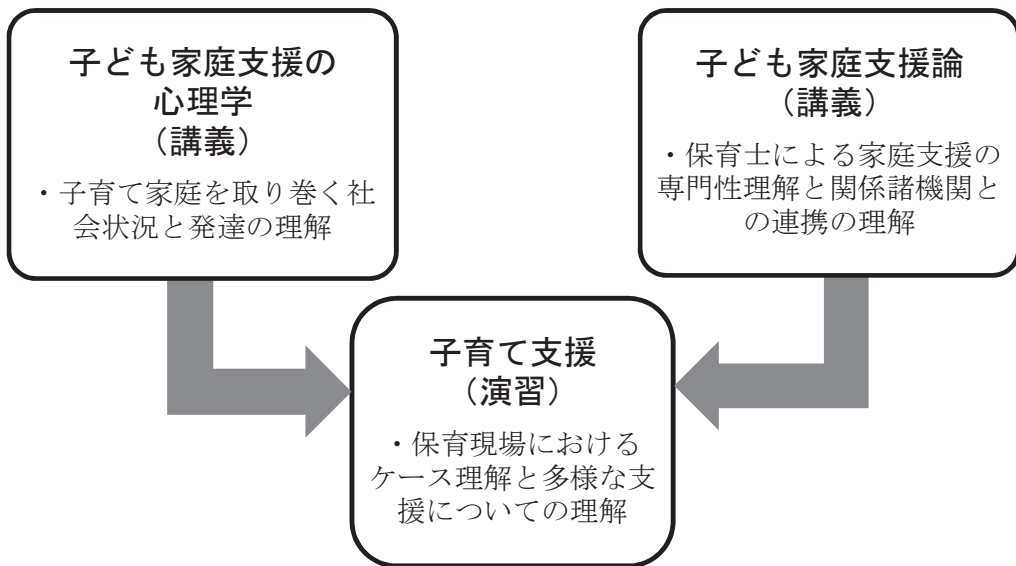


図2 子育て支援・子ども家庭支援3教科目の関係性

援の内容と方法及び技術を、実践事例等を通して具体的に理解する。この3教科目の学びが連続性をもって行われることで、保育士のソーシャルワーカーとしての側面も育成できると考えられる。

## VI. おわりに

前述したように、教科目間の連携した学びが、保育士の専門性を高めていくことに不可欠であるといえる。また、教科目間が連携するためには、それぞれの授業を行う教員間での連携が不可欠である。そのためには、各教科目での学びを体系化して、養成課程での学び全体を可視化することにより、内容の重複や不足を避けることができる。そして、各教科目の教授内容が体系化されるため、学生にとっても、有益で有用な学修が望めるといえる。保育士は国家資格であり、養成のための学修に求められている到達目標は一定水準のものでなければならないはずである。この3教科目の関係性のよう、保育士養成課程の教科目は各々の教科目に対して独立した学びをすればよいのではなく、すべてがつながって構成されている。だからこそ、これらの教科目に対して知識・技術について習得した後に、演習や実践につながるといった学びの方向性を整理するだけで、学修効果が高まり保育士の専門性を高めることができると考えられる。

子育て支援・子ども家庭支援において、まず対象としなければならないのは、中心にいる「子ども」である。そして子どもへの支援の原則は、子どもの人権を尊重するとともに、子どもの最善の利益を常に最優先していくことだと考えられる。そして、その子どもとともに、保護者への支援が行われる。子どもと保護者は家族であっても同質ではなく、個人個人に合わせた対応を行うとともに、保育者は支援する者として、常にその個人の思いや考え方、バックグラウンドを受け止めつつ、客観的で公平な支援を行っていかなければならない。そのために、保育士のもつ専門性を抛り所にして、相手に寄り添い、支えるための感性も持つことが必要である。保育士養成

課程での学びは、すべてが現場での保育に集約されていく。だからこそ、学びを提供する養成機関も、資格取得を目指す学生も、子育て支援・子ども家庭支援に限らず、保育全般を幅広く俯瞰できる視野を持ち、横断的な学びができるよう日々努めていかなければならないだろう。

## 引用文献

- 天野 佐知子 (2019). 保育所保育指針の変遷に関する一考察—領域「環境」の保育内容に着目して— 金沢星稜大学人間科学研究, **13**, 1-6.
- 五十嵐 裕子 (2008). 子育てをめぐる状況・施策の変遷からみた保育士に期待される役割と養成についての一考察 浦和論叢, **38**, 71-94.
- IFSW・IASSW. (2014). ソーシャルワーク専門職のグローバル定義 Retrieved from [https://www.ifsw.org/wp-content/uploads/ifsw-cdn/assets/ifsw\\_64633-3.pdf](https://www.ifsw.org/wp-content/uploads/ifsw-cdn/assets/ifsw_64633-3.pdf) (2020年3月25日)
- 亀崎 美沙子. (2019). 第2章第1節 保育の専門性を生かした子ども家庭支援とその意義. 『最新 保育士養成講座』総括編纂委員会(編). 最新 保育士養成講座 第10巻 子ども家庭支援—家庭支援と子育て支援 全国社会福祉協議会
- 柏女 霊峰. (2019). 刊行にあたって. 『最新 保育士養成講座』総括編纂委員会(編). 最新 保育士養成講座 第10巻 子ども家庭支援—家庭支援と子育て支援 全国社会福祉協議会
- 木村 淳也. (2019). 第1編 第4章 ソーシャルワークの専門基盤. 西尾 祐伍. (監修) 立花 直樹・安田 誠人・羽田 埜 英治 (編). 保育者の共同性を高める子ども家庭支援・子育て支援 晃洋書房
- 厚生労働省 (2008). 保育所保育指針〈平成20年告示〉フレーベル館
- 厚生労働省 (2017). 保育所保育指針〈平成29年告示〉フレーベル館
- 厚生労働省 (2018). 保育所保育指針解説〈平成30年3月〉フレーベル館

- 厚生労働省 (2019). 令和元年(2019)人口動態統計の年間推計 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikei19/index.html> (2020年3月25日)
- 厚生労働省保育士養成課程等検討会 (2017). 保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～(検討の整理) Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/houkokusyo\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/houkokusyo_1.pdf) (2020年3月25日)
- 文部省・厚生省・労働省・建設省 (1994). 今後の子育て支援のための施策の基本的方向について Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/angelplan.html> (2020年3月25日)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2018). 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について Retrieved from [http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/30-2s1.pdf](http://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/30-2s1.pdf) (2020年3月25日)
- 厚生省 (1999). 保育所保育指針〈平成12年度施行版〉 Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta9192&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9192&dataType=1&pageNo=1) (2020年3月25日)
- 内閣府 (2004). 少子化社会対策大綱 Retrieved from [https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/pdf/shoushika\\_taikou.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/pdf/shoushika_taikou.pdf) (2020年3月25日)
- 日本国 (2003). 次世代育成支援対策推進法 Retrieved from [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000120](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000120) (2020年3月25日)
- 日本国 (2003). 少子化社会対策基本法 Retrieved from [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=415AC1000000133](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC1000000133) (2020年3月25日)
- 大蔵省・厚生省・自治省 (1994). 当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku-taisaku.html> (2020年3月25日)
- 大蔵省・文部省・厚生省・労働省・建設省・自治省 (1999). 重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/syousika/angel03.htm> (2020年3月25日)
- 清水 洋生 (2017). 幼稚園教育要領における教育内容の変遷—領域「健康」を中心に—新島学園短期大学紀要, **38**, 43-53.
- 首相官邸 (2016). ニッポン一億総活躍プラン Retrieved from <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf> (2020年3月25日)
- 余公 敏子 (2011). 保育所保育指針の変遷と保育課程に関する考察 飛梅論集, **11**, 41-57.